

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種(令和27年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各地方機関の長
各附属機関の長

警察庁丁企画発第278号
令和6年6月27日
警察庁長官官房企画課長

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の公布について（通達）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされたこと等を踏まえ、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第61号）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第9号）が本日公布され、本日から施行されることとなった。

その内容等は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「改正府令」 : 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第61号）
- 「改正規則」 : 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第9号）
- 「工程表」 : 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時調査会決定）

第1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）等に該当する条項について見直しを行い、デジタル化を妨げるアナログ規制を一掃することとされた。

また、各法令の条項における見直しの時期や方法等について工程表が策定された。

以上を踏まえ、工程表において令和6年6月までに見直しを完了することとされている法令の条項であって、内閣府令又は国家公安委員会規則により措置することとされているものについて、所要の規定の整備を行うこととした。

第2 改正府令等の内容

1 改正府令

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）について、下記(1)から(3)までの改正を行うなど、所要の規定を整備した。

(1) 書面掲示に係る規定の改正

道路交通法施行規則の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

(2) 専任に係る規定の改正

警備業法施行規則の一部を改正し、基地局ごとに専任の者を置くこととされている機械警備業務管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。

(3) その他所要の改正

警備業法施行規則の一部を改正し、警備業法（昭和47年法律第117号）第12条に規定する届出書の様式を定めた。

2 改正規則

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会

規則第20号) について、下記(1)から(4)までの改正を行うなど、所要の規定を整備した。

(1) 書面掲示に係る規定の改正

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

(2) 専任に係る規定の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正し、営業所ごとに専任の者を置くこととされている管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。

(3) 対面講習に係る規定の改正

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則及び警備員等の検定等に関する規則の一部を改正し、対面で実施することが想定されている講習について、オンラインにより実施することを可能とした。

(4) その他所要の改正

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正し、合格証明書の住所欄を削除した。

3 経過措置

改正府令又は改正規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、それぞれ改正府令又は改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととし、また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。(改正府令附則第2条及び改正規則附則第2条)

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

第3 参考

各業における運用上の留意事項等については、所管部局から別途指示することを予定している。

(参考資料)

- 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第61号)の官報の写し
- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第9号)の官報の写し